

# 国民健康保険 高額療養費支給対象となる 70歳未満の方へ 確定申告前に申請を！

確定申告の「医療費控除」と小松島市国民健康保険の「高額療養費」の支給申請手続きには、該当する医療機関などの領収書（原本）が必要となります。高額療養費の支給申請をする前に、医療機関などの領収書（原本）を税務署などに提出してしまいますと、高額療養費の支給申請ができなくなりますので、高額療養費の支給対象となる70歳未満の方は、確定申告の前に支給申請をしてください。なお、領収書（原本）は確認後にお戻しします。

## 【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当

（市役所1階⑤番窓口）

☎32・2113 / FAX35・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.

tokushima.jp



## 2月9日より「税務課」の窓口が変更となります

税務課の窓口は、耐震工事のため4階に移転しておりましたが、2月9日（月）より一部を残し1階へ戻ります。（住民税・法人市民税は引き続き4階が窓口となります。）

市民の皆様には、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※電話番号に変更はありません。

※来庁の際に窓口がご不明な場合は、1階の総合案内でお問い合わせください。

**1階  
窓口**  
固定資産税  
軽自動車税  
国民健康保険税  
介護保険料

**4階  
窓口**  
住民税  
法人市民税

### 市役所本庁舎 庁内案内図

